

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和6年度 第2回相模原市子どものいじめに関する審議会				
事務局 (担当課)		学校教育課 電話042-704-8916(直通)				
開催日時		令和6年9月5日(木) 15時00分~16時45分				
開催場所		南区合同庁舎講堂				
出席者	委員	10人(別紙のとおり)				
	その他	9人				
	事務局	5人(学校教育課長代理、外4人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
議 題		<p>(1) 市が令和5年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証について</p> <p>(2) 市立小中学校等が令和5年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証について</p> <p>(3) 答申書(案)いじめ防止等に関する施策の実施状況の検証について</p>				

議 事 の 要 旨

事務局から開会のあいさつ

学校教育課長のあいさつ

事務局より

- ・出席委員が10名で、定足数に達していることを確認した。

会長より

- ・審議会規則第5条に基づき、本審議会に参加する小・中学校の校長を紹介した。
- ・審議会規則第5条2項に基づき、本審議会に参加する学校教育課長、学校教育課総括副主幹を紹介した。
- ・第1回審議会で挙げた質問等に対する説明のために参加する教育センター、青少年相談センター、精神保健福祉センター、子ども・若者支援課、教職員人事課を紹介した。

事務局より

- ・本審議会に係る傍聴の申し出がなかったことを報告した。

議題1「市が令和5年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証について」

事務局より

- ・関係各課において、児童生徒に配布している資料について情報提供を行った。

藤原会長

第1回審議会で、委員の皆様から挙げられた事業に関する質問について、担当課よりご回答いただいたうえで、審議を進めていきたいがよろしいか。

< 委員の同意を得る >

藤原会長

「(1)未然防止」の施策について、第1回審議会では、「2 子どもの権利に関する啓発」、「3 教職員研修(いじめの未然防止等、情報モラル、インターネット関連等)」、「8 発達障害のある子どもの理解と支援の手引きの周知活用」の3点について質問が挙がっていた。

まず、「2 子どもの権利に関する啓発」について、關山委員より、「子どもの権利に関する啓発に記載されているリーフレット等、子ども達への配付時の工夫によって、子ども達に人権に関する意識や感覚の高まりが変わるのではないかと考えられるが、学校での配付方法について、どのようなお願いをしているのか。リーフレット等の配付による子ども達の意識の変化・効果に関する検証を行っているのか。検証している場合、どのような方法で検証しているのか」という質問について、担当課より説明を

お願いしたい。

加藤青少年学習センター所長（子ども・若者支援課）

相模原の子どもの権利の日を11月20日に定めており、これに併せて、パンフレットを市内小学校4年生に、緑色のパンフレットを市内中学校1年生に対して、学校を通じて配布している。また、学校に配布を依頼する際、子ども達が子どもの権利に興味や関心を持てるような活用の方法等を記載した「パンフレット配布に当たっての活用の手引き」を教員向けに配布しており、学校における、子どもの権利や人権学習の教材として活用できるようお願いしている。

また、「子どもの夢輝く みんなでつながりあうまちさがみはら（保護者向け）」という資料についても、同時期に市内小学校1年生、5年生及び中学1年生の全ての保護者に配布をしたり、「さがみみレター」という広報誌を、年2回小学生用と中学生用を作成し、1学期及び2学期に全児童生徒対象に配布しており、配布した後に、「お手紙もらったよ」という電話が相談室にかかってきたこともある。

最後に「リーフレット等による意識の変化・効果」については、リーフレットの配布に限定した効果の検証は行っていないが、令和5年度に「ジュニア市政モニター」という制度を活用し、子どもの権利や子どもの権利相談室に関するアンケート調査を実施しており、「子どもの権利条例に定めている子どもの権利を知っていますか」という質問に対して、「知っているし、学校の授業で学んだことがある」という回答が21.1%、「知っているが、学校の授業で学んだことはない」が9.6%、「何となく聞いたことがある」が38.8%、「知らない」が28.7%であり、「知っているし、学校の授業で学んだことがある」との回答があり、一定の理解を得ていると捉えている。

藤原会長

担当課より説明をいただいたが、ご質問・ご意見をいただきたい。

深松委員

本市の子どもの権利条例と同様の条例がある川崎市では、市の若い職員が情熱をもって普及活動をしているとの記述を新聞等を見たことがあるが、川崎市で行っている普及活動について、具体的な活動が承知していたら教えていただきたい。

加藤青少年学習センター所長（子ども・若者支援課）

どの活動を指しているのか分かりかねるが、川崎市では、昔流行った「うんこドリル」をもじって、子どもの権利について学べる資料を今年作ったようで、そのことなのではないかと考える。

藤原会長

他にご質問、ご意見よろしいか。

配って終わりだともったいないので、学校で活用いただければと思うが、小中学校における活用状況について、各校長先生から紹介いただきたい。

二宮校長

全校で統一した活用方法は決めていないが、子ども達に配布する際、それぞれのクラスごとにポイントを絞って、子どもの権利等について子ども達に伝えているところである。

横山校長

中学校でも小学校と同様に、全校で統一した活用方法は決めていないが、それぞれの学校やクラス事情に応じた活用を進めているところである。

藤原会長

「3 教職員研修」について、田口委員より「色々なケースを見ていると、いじめが発生してこじれてしまうケースは、新任の先生が担任をしていることが多いように感じる。初任教諭へのいじめに関する研修の実施状況について、例えば、初任者研修の回数、いじめに関する研修回数、内容、実施時期、講師」という質問について、教育センターより説明をお願いします。

奥津教育センター所長

初任者研修では、年間13回実施する校外研修のうち、2回がいじめに関する研修が含まれる。例えば、5月に実施する「人権の大切さ」という研修内容の中で、学校教育課の指導主事を講師として、いじめを許さない風土の醸成には、教職員一体となった言葉がけが重要であることを伝えるなど、人権について考えを深める研修を行っている。2回目は、6月に学校教育課の総括副主幹を講師として、いじめの未然防止のための予防的な指導の積み重ねや、事案発生後の組織的な対応の重要性について研修を実施している。

藤原会長

教育センターより説明をいただいたが、質問・意見をいただきたい。

田口委員

初任者研修でいじめに関する内容を取扱う時期が5月とのことだが、5月までの間にもトラブルになってしまうことがあるので、できるだけ早い機会に取り扱っていた

だきたい。

また、子ども達は教員のことを観察しており、教員の態度からいじめが誘発されることも考えられる。教員自身がどのように物事を捉えていて、どのような発言をしているのかということも、研修の際には気を配っていただきたい。

奥津教育センター所長

初任者研修でいじめに関する内容を取り扱う時期については、全13回の校外研修の2回目で取り扱っており、今年度は、5月7日と5月9日に実施している。年度初めで業務が多忙な中、4月に1回目を実施し、2回目も早急にと考え5月に設定している。今後も状況等を踏まえながら検討する。

次に、教員の態度について、教員と子どものやりとりを子ども達も見ており、教員の態度が良くも悪くもクラスの雰囲気を作る一要素となることについて、今後も意識しながら研修を進める。

藤原会長

初任者だけでなく、管理職やベテランの教員も含めた学校全体のいじめに対する認識がとても大切だと考えるが、初任者以外に対する研修等について伺いたい。

奥津教育センター所長

初任者以外の教員等に対する研修は、年2回計画している。1回目はオンデマンドで、5月から9月に、格納されている動画から2本を選んで視聴し、選んだ項目について学びを深めるという研修である。2回目は、大学教授を講師として、ポジティブ行動支援とよばれる、子どものよい行動を見つけ、それを評価するという手法の研修を実施している。この2つの研修を受講した教員の振り返りには、「全員が学校が楽しいと思えるようにすることが大切で、そのような学校がいじめが起こりにくいという言葉が心に残った」や、「ポジティブな行動を増やすアプローチを心がけられるように、校内で再度研修を行いたい」といった感想が目立っていた。

藤原会長

続いて、「8 「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」の周知・活用」について、安藤委員より、「教育委員会は、市内の小中学校に対し、発達障害の子どもがいじめに関わった場合に、どのような対応を取るよう指導しているのか。「手引き」の周知及び活用状況の把握を行っているのか。「手引き」の活用による効果の検証方法。発達障害のある子どもがいじめの当事者となった場合の支援状況」といった質問について、学校教育課及び青少年相談センターよりご説明をお願いします。

奥津教育センター所長

本手引きは、支援教育コーディネーター研修等のほか、小中学校の各研究部会や相模原市支援教育研究部会、特別支援学級新担任者研修等、様々な場において、手引きの活用について周知している。また、より多くの教員が活用できるよう、教員がアクセスすることができるポータルサイト内にも格納し、いつでも見れるような工夫をしている。

三谷学校教育課長

前回お配りした資料3-4の14ページをご覧いただきたい。イラストで、発達障害のある子どもがどういった思いになるかや、どういった行動をとるかといったことが示されている。こうした気になる子どもや発達に課題のある子どもの関わり方について理解を進めていくためにも、本手引きを活用しているところである。活用状況と効果検証については、支援教育ネットワーク会議において、支援教育のガイドブック等も活用しながら、効果検証を行っているところである。

発達障害のある子どもがいじめの当事者となった場合の支援について、私達が対応する事案において、発達に課題のあると思われる子どもが関わっていることは多々あるが、線引きが難しいと考えている。そのため、発達障害の可能性を踏まえながら、行動支援を行っているところであり、中学校における生徒指導担当や小学校における児童支援専任に加え、支援教育コーディネーター等が関わりながら、対応を進めているところである。

藤岡青少年相談センター担当課長

青少年学習センターでは、定期的に学校を訪問している青少年教育カウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、支援教育コーディネーターと情報共有をし、保護者や学校と連携し、当事者に寄り添った支援をしている。

藤原会長

続いて、「(2)早期発見」の施策について、第1回審議会では、各種相談ダイヤル、「さがみはら子どもの権利相談室(さがみみ)の運営(相談等)」、「いじめ相談ダイヤル対応(さがみはら子どもSOSダイヤル)」、「ヤングテレホン相談対応」、「児童・生徒に係る自傷行為対応力の向上研修の実施」について質問が挙がった。

まず、「2 子どもの権利に関する啓発」について、手塚委員より「ヤングテレホンやSOSダイヤル等の電話で訴える場はあるが、最近の子どもは、電話ができない、声に出せないことから、メールやSNSでの相談にも対応すべきであるとする。メールやSNSでの相談対応をしているのか。(時期・回数・媒体等) 児童生徒や保護者への周知方法」の質問について、3つの機関に関するもので、事業番号順に担当課の

方より、ご説明をお願いします。

加藤青少年学習センター所長

子どもの権利相談室については、現在、メールや SNS での相談対応は行っていないが、より子ども達が相談しやすい環境をつくるため、電話や面談以外の相談対応についても、現在検討を進めているところである。

三谷学校教育課長

いじめ防止強化月間の資料の 2 枚目をご覧ください。子ども達がいじめも含めた SOS を出すことができるよう、電話番号の他にメールアドレスについても記載している。SNS については、県と連携して、「中高生 SNS 相談@かながわ」として、LINE のアカウントを周知している。昨年度、SOS ダイアルに寄せられた相談件数は 120 件で、いじめに関するものが 20 件である。

藤岡青少年相談センター担当課長

ヤングテレホンでは、メールでの受付もおこなっている。先日、文部科学省より「子どもの人権 SOS チャット」の周知依頼があり、これは、チャットでの相談が受けられるということで、学校に周知をしているところである。

ヤングテレホンについて、令和 5 年度はメール相談は 59 件で、電話相談が 342 件、総数として 401 件であり、メールでのいじめに関する相談は 5 件で、電話でのいじめに関する相談は 5 件である。令和 6 年度の 7 月時点での件数については、メール相談 12 件中、いじめに関する相談は 0 件である。電話相談 186 件中、いじめに関する相談は 3 件であり、総数は 198 件となっている。周知方法については、電話番号等が書かれたカードを夏休み前に児童生徒に配布をしているほか、ポスターのデータを配布し、学校のホームページ等に掲載依頼をしている。電話番号が書かれたカードは、市内小中義務教育学校、市内県立高校、図書館、子どもセンター、公民館等で配布をしている。

藤原会長

担当課の説明に対し、ご質問・ご意見いただきたい。

深松委員

いじめに関する相談件数の割合が低く、なかなか人に相談しにくいことであると改めて感じた。児童生徒がいじめに関する SOS を出しにくい状況の中で、相模原市では SOS の出し方についての教育を行っているのか。

藤岡青少年相談センター担当課長

自分が困って**い**る時に、周りの信頼できる大人にSOSを出せる能力は、とても大切な社会的能力だと考えており、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが学校の一員となって、子ども達に対し「困ったことは外に伝えていいんだよ」と引き続き伝えているところである。研修等についても、そういった視点を盛り込みながら実施していきたい。

三谷学校教育課長

いじめ防止強化月間の指導プログラムについて、学校がいじめに関するリーフレットを子ども達に配布する際、子ども達にSOSの出し方等を適切に伝えられるよう、教員向けに具体的な活動内容や口述等を紹介しているところである。

藤原会長

続いて、「28 児童・生徒に係る自傷行為対応力の向上研修の実施」について、稲富委員より、「「児童・生徒に係る自傷行為対応力向上研修の実施」について、見直しとされているが、どのように見直すのかについて伺いたい。見直しの具体的な内容は、どのようなものなのか。」の質問について、精神保健福祉センターより、ご説明をお願いします。

草野精神保健福祉センター所長

児童生徒に係る自傷行為対応力向上研修の見直しの具体的な内容として、講演内容を自傷行為に限定せず、児童生徒の自殺防止対策に資するものとする。見直し後は、「28 児童・生徒に係る自傷行為対応力向上研修」に加え、「38 自殺対策に関する出前講座」の内容で実施できるように変更している。内容的には「継続・充実」だが、項目整理のため、28番を「見直し」としている。また、多忙を極める教職員の研修受講機会を確保するため、当センターの単独実施でなく、学校教育課との共催とし、市立小中学校の各校区の教員の出席を必須とする研修としている。また、研修をライブ配信することで、会場に出向かなくても研修を受講できるようにしている。

本研修は、若年層の自殺対策の一環として、教職員を対象に児童生徒の自傷行為の対応に特化した内容で実施していたが、自殺対策に関する出前講座と一本化し、自傷行為に限定せず、児童生徒の自殺防止対策に資する研修としたいと考えている。例えば、自傷行為や自殺のほのめかしがあったときの対応など、次の生徒の自殺防止に関する研修内容としている。なお、これらの研修は大変よい評価をいただいております、引き続き、限られた研修機会を最大限活用し、充実した内容としていきたいと考えている。

藤原会長

担当課から説明いただいたことについて、質問・意見をいただきたい。

稲富委員

学校と病院との連携が取れるようになるとよいといつも思っている。普段、カウンセリングやっтер中で、もう少し連携を取りたいと思っても、なかなか連携することが難しいところがある。学校の中の取組も大切だが、学校外とのネットワークを構築していただきたい。

藤原会長

「(3)いじめに対する対処」の施策について、第1回審議会では、「39 「青少年相談センターだより」の発行」について、「青少年相談センターは、不登校の児童生徒を担当する機関であると同っているが、不登校には複合的な要因が含まれ、その中にいじめも挙げられるので、いじめについても取り上げるべきではないか。「青少年相談センターだより」において、いじめに関してどのように取り上げているのか」といった質問について、担当課よりご説明をお願いします。

藤岡青少年相談センター担当課長

「青少年相談センターだより」は、学校から毎月報告を受けている欠席状況の傾向を分析し、支援のポイント等を学校に周知することで、具体的な対応に繋げていただくために発行している。現在はいじめに特化した形での発行は行っていないが、新学期や新年度に向けて、いじめや不登校に限らず、学級経営にも役立てられるよう、きめ細やかな支援のポイントを掲載している。

藤原会長

いじめが原因で不登校になっている児童生徒がいた場合の対応について教えていただきたい。

藤岡青少年学習センター担当課長

様々なケースがあり、正確なアセスメントが必要になるので、慎重に保護者や子ども様子を見ながら、学校や関係各課と連携しながら対応している。子どもやその保護者が新たな気持ちを持って過ごせることが一番大事だと捉えており、気持ちに寄り添いながら、支援していきたい。

西内学校教育課総括副主幹

青少年相談センターが派遣するカウンセラーが、学校を訪問して子ども達から悩み

を聞いた際、そこでいじめ事案をキャッチしていただけるとすごく助かると考えている。そのため、先日の会議においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにいじめの定義を理解していただき、子ども達との相談の中で、いじめ事案をキャッチできるように、今後研修等をやらないかといった相談もしているところである。

藤原会長

続いて、「(4) 関係機関との連携・その他」について、第1回審議会では、「47 学校運営等の支援のための非常勤講師の配置」、「48 児童支援専任教諭の配置に伴う教職員の配置」について、關山委員、稲田委員から「学校外で起こったいじめに関しても学校が対応しなければならず、教員の負担は膨大である。多忙化解消及び組織的な対応ができるよう、市の教育予算倍増、教員の倍増くらいのことを審議会として提言し、少しでも教員の多忙化解消に繋げていただきたい。児童支援専任が担任を兼務している状況(割合)や兼務解消に向けた取組について伺いたい。教職員の増員に向けた取組を行っているのか、行っているとしたら、その取り組みについて具体的にについて伺いたい」といった質問について、教職員人事課より説明をお願いします。

辻野教職員人事課長

児童支援専任は、通常級が12クラス以上の学校には常勤の児童支援専任を配置しており、56校ある。その他の学校については、非常勤を配置している学校は15校ある。ご指摘いただいている児童支援専任が担任を兼務している学校は71校中19校で、割合としては26.8%である。児童支援専任の兼務解消には、何よりも教員として働いていただく方を増やすことが大前提となっている。そのために、まず採用段階では、私達が高校や大学に出向いて、教職や相模原市の魅力を発信し、採用試験を受ける学生を1人でも増やすための取組を行っている。また、現在、教員免許を保持していながら、それを活用されていない方もおり、一昨年度の免許法改正により、ほぼ全員の免許期限がなくなっているが、学校現場の経験がないために、なかなか踏み出せない方もいる。このことから、臨時的任用職員として登録いただくことを目的として、昨年度から教員免許を保持していながら活用したことがない方を集め、ペーパーティーチャーセミナーという形で、学校の現状等をお話する機会を設けている。また、臨時的任用職員の登録者数を増やすため、水曜日に登録会を行っているが、平日に来れない方のため、月1回を目途に、休日にも登録の機会を設けているところである。ペーパーティーチャーセミナーには、昨年度30名程度お越しいただき、内19名に非常勤講師等に登録をいただきましたので、まだまだ学校に関心のある免許をお持ちの方がいらっしゃると捉えている。

教員の増員につきましては、35人学級の拡大に伴う定数増や、事務支援員の加配定

数増について、市として国に要望をしているところである。

藤原会長

ちなみに小中学校の欠員状況はいかがか。

辻野教職員人事課長

5月現在では、小学校20校で24名で、その分、非常勤講師を配置しているが、それでも12校、14名の欠員状況である。中学校については、5校5名で、非常勤講師を配置して、1校1名という状況である。

藤原会長

そういった学校から児童支援専任が担任を持たざるを得ない状況になっていくのか。

辻野教職員人事課長

これに加えて、育児休業等を取得された方の代わりに常勤代替を配置することが難しい状況であり、結果として児童支援専任が担任を持たざるを得ないケースがある。

議題2「市立小中学校等が令和5年度に実施したいいじめ防止の施策の実施状況の検証について」

藤原会長

「2 学校が実施した主な施策等」について、質問・意見をいただきたい。

前回、私からで早期発見において、子ども達が深く傷つく前に学校の方で認知していただきたいという話をさせていただいた。あわせて、アンケートが手掛かりになるため、各校に任せられているアンケートの実施状況や活用状況について把握いただきたい旨をお伝えした。その後、何か把握できたことがあれば共有いただきたい。

西内学校教育課総括副主幹

第1回審議会において会長からご意見をいただき、小学校の児童支援専任が集まる連絡会において、各校のアンケートをそれぞれ持ってきていただくとともに、実際の運用状況や活用状況について話を伺った。現在集約中だがアンケート内容としては、学校生活全般に関するものと、いじめに特化して聞いているものに分かれていると感じた。前者については、「生活において不安や心配なことはありますか」のような設問で、その中で引っかかったところを深追いして聞いていく形であり、後者は、いじめ

に特化して聞いているものは、生活アンケートも実施しつつ、それとは別に「友達から叩かれたり、嫌なことを言われたりしたことはないか」のような設問で聞いていく形である。小学校だけでなく中学校でも、教育相談とバッテリーを組んで、大きく聞きながら焦点化して面談をする形を取っている学校も多いので、このような形でバッテリーを組んでいるところが多いと感じている。現在、改定を進めている「いじめ対応マニュアル」の中でも、アンケートの形式ごとにそれぞれのメリットデメリットを示したり、市として統一形式の提案もできたらと考えている。

議題3 答申書(案)いじめ防止等に関する施策の実施状況の検証について

藤原会長

「3 答申書(案)いじめ防止等に関する施策の実施状況の検証について」について、事務局より説明をお願いします。

事務局より

・答申書(案)について説明を行う。

藤原会長

事務局より、答申書の事務局作成(案)について説明があったが、意見・質問をいただきたい。

まずは、諮問事項1「市が令和5年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証について」の「提言」について、ご意見をいただきたい。

關山委員

「イ 人権教育の更なる推進」について、「いじめを受けることにより、教育を受ける権利を侵害される場合もある」とあるが、いじめを受けることによって、確かに教育を受ける権利は奪われるが、もっと言えば、「生きる権利」を奪われてしまう。一番大事な部分の押さえが、これだと伝わってこないと思う。教育を受ける権利だけに捉われてはいけないと考えているので、修正をお願いしたい。

竹下副会長

「ア 発達に課題のある児童生徒への支援」について、発達に課題のある児童生徒の支援とあるが、これではいじめ関係する児童生徒そのものに問題があるという書き方に見えてしまう。発達に課題があったとしても、学級経営のあり方で作られている部分もあるので、家庭環境などの前あたりに、学校環境的な内容を入れていただいたほうが良いのではないかと考えている。発達課題そのものに問題があるといった受け取り方をされ

ると問題があるのではないかと思う。

藤原会長

私自身、8月まで各学校や教育委員会での研修を毎日行っていたが、先生方は大変忙しい中で、一生懸命色々な問題に対処しており、本当に感謝しかない。ただし、人が減っていく中で、対応が後手後手に回っているところがあると思う。いじめが起きてから解決しようといった形で、生徒指導でいうと問題解決的・リアクティブ・起きてからの解決といったことに結構お疲れになっている学校や先生方がいるような気がしている。今回の生徒指導提要の改定のポイントも、積極的な生徒指導・プロアクティブ・子ども達を育てていく・良い学校集団を作っていくというところに教育があり、その取組がいじめを防止していく最大の施策になると考えている。

起こってからの対応というよりも、学級経営の充実やプロアクティブな生徒指導といった積極的に子ども達を成長させ、自己実現を支えていくといったニュアンスを入れていただきたい。

竹下副会長

「ウ 教職員研修の充実」について、ベテラン教員という言葉が曖昧だと感じる。教職経験豊かな方でも、自分の信念により時代に追いつけない方もいるが、ベテランという表現は、あらゆる経験をし、よりよくしていこうと考えている教員という捉えになるため、表現の修正をしていただきたい。

稲富委員

私もベテラン教員という言葉は、浅い言葉だと思う。

また、「いじめの未然防止」に関する、項目の順番について修正をお願いしたい。

藤原会長

「(2) いじめの早期発見」について、SNS等相談窓口の充実について記載があるが、相談内容が学校等にどのように繋がるのかについて、示すと良いのではないかと。

続いて、「(3) いじめへの対処」について、「ア 相談体制の充実及び学校との連携」について、ご意見をいただきたい。

稲富委員

いじめについて考える場において、いじめを受けた方にしか目が向かないので、いじめた子に対してどういうアプローチをするかについて、追加をお願いしたい。いじめ事案を一つ解決して、被害児童生徒をフォローしたとしても、いじめた子は

翌年度また違う子をいじめるかもしれない。いじめた子に、スポットを当てた内容を追加していただきたい。

藤原会長

いじめた子へのアプローチについてご意見があったが、国立教育政策研究所の研究で、小学校4年生から中学校3年生まで追跡調査を行うと、その6年でいじめを受けた子どもが約9割、いじめに関わった子どもが約9割ということで、いじめは特定の子が受けたり、するものではなく、誰しもうかがいじめられる可能性があるし、いじめる可能性もあるというデータが確認されているところなので、稲富委員からのご意見は重要な視点だと思う。

大木委員

「ア 相談体制の充実及び学校との連携」について、いじめを受けて、在籍していた学校に通いたくないといったときに、転校するまでに時間がかかり、やっと転校できたとしても、そこから不登校になってしまうというケースをよく聞く。自治会連合会の中で、いじめられた子どもが別の学校に通いたい場合、速やかな対応がなされていないのではないかという意見もあった。いじめられたことの被害もそうだが、結果として不登校になってしまったことの要因の分析も必要ではないのか。

藤原会長

「(4) その他」について、いかがか。

竹下副会長

内容によっては、市の行政や国レベルが動かなければならない話もあるため、誰に対して答申しているのかが明確になるように修正をお願いしたい。

藤原会長

諮問事項2「市立小中学校等が令和5年度に実施したいじめ防止の施策の実施状況の検証について」の「提言」について、ご意見をいただきたい。

先程も申し上げたが、日頃の学級経営の充実、積極的な生徒指導、人間関係形成あたりも最初に触れていただきたい。

大木委員

人権感覚を高めるための取り組みは確かに大事だが、子ども達のコミュニケーション能力を高める取組についても、記載していただきたい。

藤原会長

「(2) いじめの早期発見」について、ご意見をいただきたい。

關山委員

本市は、本人からの訴えによるいじめ発見の割合が高く、これは先生と子ども達の良い関係性により、子どもが訴えやすい状況があるのだと考えている。ただし、先生に訴えてくる段階では、すでに事案が深刻化しているのではないかという見方もある。私は中学校に勤務していたこともあり、経験上、確かに深刻にならないと先生に訴えてこない場合と、気軽に話してくる場合がある。そういったものを訴えとして先生がキャッチし、対応しているのであれば、人間関係が築けているという評価もできると考える。

また、本市はアンケートによっていじめが発覚した割合が他市に比べてとても低くなっており、この要因について、分析する価値があるのではないか。分析をした際には、結果を教えていただきたい。

竹下副会長

定期的にアンケートを取ることで、「いじめをするとアンケートに書かれて先生に注意されるからやめよう」と思わせる抑止力的な効果や、「アンケートに書けば先生が注意してくれる」という安心感を与える効果があると考えている。いじめ事案が発生した際に実施する事実関係を把握するためのアンケートと定期的に実施するアンケートを一緒にしてしまうと、有用性が曖昧になってしまう。

これらのアンケートは常に学校のことに絞って行われるが、**保護者**に問題があった場合など、学校と関係ない悩みについて、どこに吐き出せばよいのか等、それぞれのアンケートの効用について念頭において、記載内容を考えたほうが良いのではないか。

藤原委員

私もアンケートについて前回申し上げたが、子ども達を理解していく中で、先生方の一番の武器は子ども達を観察し、観察して分からないことは面談で話を聞くことであり、これらはとても大切なことだと捉えている。アンケートについても、客観的なもので、これが全てではないとしても大切なものであり、普段より先生方が行っている観察、面談、調査と組み合わせながら、より具体的に子ども達を理解しようとする姿勢が大事であることについて追加していただきたい。

大木委員

私自身は、アンケートはいじめ発見において、有用とは考えていない。

藤原会長

アンケートによる把握は難しく、効果的なアンケートを作るために、研究者でも時間とお金をかけて作成するものであり、適当に作成したものでは、いじめの把握はおろか、子どもに負担をかけるだけになってしまう。また、子どもは伝えたと思っていなくても先生が拾えないということも考えられるので、アンケート実施にあたり、しっかりとしたものを作成し、実施することが大事である。

藤原会長

「(3)いじめへの対処」について、**各校校長**よりお話を伺いたい。

二宮校長

組織的な対応していくためには、人的な部分がかなり大きいと考えており、セットで進めていけると良いと考えている。ただし、教員が年度途中で減ってしまう難しい部分もある。

学校の体制については、現在は、グループごとに対応しており、一つの役割で動くというよりも、それぞれの役割を担った人達が、いくつかのグループで学校が組織的な対応をしているという状況であり、この体制がこれから充実していくとよいと考えている。

横山校長

中学校では部活動や委員会活動も活発であるため、学年の先生以外が関わる事が多く、組織的に対応することはとても大事になってくる。そのため、先生一人ひとりが、気づいたことを一人で抱え込まないということをととても大事にしていかなければならない。各先生の気づきがとても大事で、その気づきを声に出せる教員間の雰囲気があれば、早いうちから組織的な対応ができるのではないかと捉えている。

また、教員が違和感を感じた時、子どもに声をかけても、多くは子どもが「大丈夫」という答えが返ってくる。自分が違和感を感じたことについて、子どもの「大丈夫」はあまり信じないようにしようということを共通理解することが大切である。

關山委員

教育委員会と学校が対等に見えるよう、「教育委員会が支援する」など、一緒に取り組んでいくことが分かるニュアンスで記載していただきたい。

田口委員

学校が教育委員会に対し、気軽に相談したり、助けを求めたりすることができると思望ましいのではないかと。様々なケースがあると思うので、普段から相談しやすいシス

テムや関係性を構築していただきたい。

竹下副会長

「初期対応が要である」という表現について、いじめをを訴えてくる保護者は、管理職に対して「校長先生もご存知ですよ」という姿勢でよく話をされる。そういった時に、事案の報告がどこまでされているかが初期対応の要である。いじめの可能性の段階ですくいあげるシステムをいかに構築するかが要ではないか。

藤原会長

「4 その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局より

- ・本審議における、委員の意見を反映し、答申（2案）を作成し、各委員に確認いただき、適宜修正を行うことを伝えた。
- ・修正した答申書（案）は会長が最終確認した後、教育委員会定例会に報告することを伝えた。
- ・確定した答申書は関係各課に共有し、今後の施策に反映していくことを伝えた。
- ・年度末に令和5年度の市の関係各課のいじめ防止等に関する施策の実施状況について検証を行い、書面にて令和6年度の実施状況報告書（案）と令和7年度の掲載事業等一覧（案）等について情報提供できるよう進めることを伝えた。

藤原会長

答申に関して、市の施策や学校の施策の取組状況について、効果検証を行うことは、大切なことであるが、年間の開催回数等を考慮すると、答申を出すまでの会議回数が少ないと感じる。審議会委員の任期は、2年となっているので、2年間の中で市の施策及び学校の取組に関する内容について、審議を深めていく形でもよいのではないか。

今年度は、答申の準備をしているが、今後、諮問から答申までの期間を委員の任期である2年間としてはいかがか。

< 委員の同意を得る >

西内学校教育課総括副主幹

会長からご意見いただいた件については、私達も課題であると捉えている。年2回の会議の中で、効果検証やご意見いただいた上で、答申をいただくことに難しい部分もあり、事務局で他市の状況を確認したところ、2年周期でやってる自治体も多く見られた。本市においても、会長からいただいたご意見をもとに、令和8年度から令和

9年度は2年計画で答申を作成することも視野に入れて検討を進める。

藤原会長

それでは事務局の方に進行をお戻しする。

事務局から

- ・閉会のあいさつをした。

相模原市子どものいじめに関する審議会委員名簿

選出区分	氏名	推薦母体（所属・役職等）	出欠席
医師	稲田 健	北里大学健康管理センター (北里大学医学部精神科学・主任教授)	欠席
学識経験のある者	藤原 寿幸	横浜国立大学大学院教育学研究科 准教授	出席
	竹下 昌之	相模女子大学 (相模女子大学・専務理事)	出席
法律に関し知識 経験を有する者	田口 幸子	神奈川県弁護士会 (田口法律事務所・弁護士)	出席
子どもの発達及び 心理に関し知識経 験を有する者	稲富 正治	神奈川県臨床心理士会 (川崎こころのケアセンター センター長)	出席
市内の公益的活 動を行う団体か ら推薦された者	栗木 美穂	相模原市 P T A 連絡協議会	出席
	大澤 恵子	相模原市スポーツ少年団 副本部長	欠席
	關山 長成	相模原人権擁護委員協議会	出席
	大木 恵	相模原市自治会連合会・会計	出席
市の住民	安藤 晴敏	市民公募	出席
	深松 鉄男	市民公募	出席
関係行政機関及び 関係法人の職員	手塚 賢二	社会福祉法人中心会 (相模原南児童ホーム・副所長)	出席

区 分	氏名	所属・役職等
市立学校の校長の代表者	二宮 昭夫	相模原市立新宿小学校 校長
	横山 恵史	相模原市立上溝中学校 校長
学校の設置者	三谷 将史	学校教育課 課長
	西内 一裕	人権・児童生徒指導班 総括副主幹
関係各課	藤岡 幸太郎	青少年相談センター 担当課長
	奥津 光郎	教育センター 所長
	加藤 雄二	青少年学習センター 所長
	草野 明朗	精神保健福祉センター 所長
	辻野 宏	教職員人事課 課長

事務局	安藤 隆則	学校教育課 課長代理
	中尾 有一郎	学校教育課 主幹
	渡辺 基広	人権・児童生徒指導班 指導主事
	奥澤 直樹	人権・児童生徒指導班 指導主事
	佐野 瑛平	学校教育課 主事